

高額療養費制度の見直しについて

自己負担限度額(月額 ※1)

変更前(平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月)

負担区分	負担割合	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並み 所得のある方	3割	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [※2 44,400円]
一般	1割	14,000円 (※3)	57,600円 [※2 44,400円]
区分Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	1割		15,000円

変更後(平成 30 年 8 月～)

負担区分		負担割合	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並み 所得のある方	Ⅲ 課税所得 690万円以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [※2 140,100円]	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% [※2 93,000円]	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% [※2 44,400円]	
一般		1割	18,000円 (※3)	57,600円 [※2 44,400円]
区分Ⅱ		1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		1割		15,000円

※1 月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した方(1日生まれの方は除く)は、誕生月の自己負担限度額がこの表の2分の1になります。

※2 診療月を含め過去12か月に3回以上、世帯(外来+入院)の支給対象となっている場合は、4回目以降の世帯(外来+入院)の自己負担限度額は[]内の金額となります。

※3 年間(8月から翌年7月まで)144,000円を上限とします。